

大阪市立自然史博物館ミュージアムショップ運営業務（長期継続）募集要項  
公募型プロポーザル

1. 案件の名称

大阪市立自然史博物館ミュージアムショップ運営業務（長期継続）

2. 業務内容に関する事項

(1) プロポーザルの目的

「大阪市ミュージアムビジョン」に掲げられるとおり、「ミュージアムは、都市大阪に立地する特徴を活かし、内外から幅広い利用者を獲得するとともに、周辺エリアや多様なパートナーとの連携を図ることで、都市の活性化と発展に貢献する」ことを求められている。この目的に鑑み、自然史博物館を見学し、学び、その体験をもちかえる利用者のサービスの向上を図り、地元をはじめとした民間企業と協働し、魅力的なミュージアムショップを実現するため、博物館と協働・連携できるミュージアムショップの運営事業者（以下、「事業者」という。）の募集を行う。

(2) 業務内容

「大阪市立自然史博物館ミュージアムショップ運営業務仕様書」及び「大阪市立自然史博物館ミュージアムショップ特記仕様書」（以下、「仕様書等」という。）のとおり。

(3) 契約期間

令和6年4月1日～令和9年3月31日まで

(4) 賃借料

事業年度ごとの年間売上額の一定割合を賃借料とし、一定割合は、5.0%以上の率で、事業者の提案により決定するものとする。

但し、上記により算出される賃借料が、年間747,600円（月額換算で62,300円、いずれも消費税抜き）を下回る場合は、747,600円を年間の賃借料（以下、「最低賃借料」という。）とする。

3. 契約に関する事項

(1) 契約の方法

地方独立行政法人大阪市博物館機構契約規則の規定に基づき、賃貸借契約を締結する。契約内容は機構と協議のうえ、仕様書及び事業提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。また、機構が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 賃借料の支払

事業者は、機構からの書面による請求に基づき、四半期毎に、当該期間分の最低賃借料を機構に納付するものとする。ただし、「本要項第2項（4）賃借料」により決定した納金額が当該年度分の最低賃借料を上回る場合、その差額を、第4四半期に当該期間分の最低賃借料と併せて、機構に納付するものとする。

(3) 契約条項

「地方独立行政法人大阪市博物館機構定期建物賃貸借契約書」を参照のこと。

(4) 契約保証料

仕様書等に定める通り。

(5) 再委託について

ア. 事業者は、業務の全部を一括して、又は仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

イ. 事業者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、書面により機構の承諾を得なければならない。ただし、機構が仕様書等において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

ウ. 機構は、事業者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

エ. 事業者は、前述のイ項により第三者に委任し、又は請け負わせた場合、機構に対し、その第三者の受任又は請負に基づく行為全般について責任を負うものとする。

オ. 再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱及び、地方独立行政法人大阪市博物館機構入札参加停止要領に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

(6) 契約期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

なお、契約期間の初日に機構との立会いにより事業者への物件の引継ぎを行うので、営業開始のための改装や開店準備作業等については契約開始後に行うこととなる。

同様に事業者が契約期間終了等により設備等を撤去する場合、撤去、原状回復等に要する期間は、契約期間内とし、機構が確認、検査を行う。

(7) 発注方式

単体企業による。

(8) その他

契約締結後、当該契約の履行中に大阪市契約関係暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約を解除することがある。

4. プロポーザル参加資格要件等

プロポーザルに参加できる者は次に掲げる条件の全てに該当するものとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の11第1項において準用する同令167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) プロポーザル参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱、地方独立行政法人大阪市博物館機構入札参加停止要領に基づく停止措置及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。

(3) 大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者でないこと。

(4) 法人の場合は、直近1ヵ年において、法人税並びに本店所在地の市町村民税(東京都の場合は法人住民税)及び固定資産税・都市計画税、消費税及び地方消費税を完納していること。個人の場合は、直近1ヵ年において、賦課期日時点で居住していた市町村の市町村民税(東京都の場合は特別区住民税・都民税)及び固定資産税・都市計画税、消費税及び地方消費税を完納していること。

(5) 博物館、美術館におけるミュージアムショップ営業の実績を1年以上有している者であること。ただし、履行中のものを除く。契約期間が複数年に及ぶ実績の場合は現在履行中であっても、1年以上の履行期間があれば、実績として認める。

## 5. スケジュール

・公募開始	令和5年 11月22日 (水)
・参加申請関係書類の提出期限	令和5年 12月11日 (月)
・参加資格審査結果通知	令和5年 12月15日 (金) (予定)
・現場説明会	令和5年 12月18日 (月) AM又はPM
・質問受付期限	令和5年 12月26日 (火)
・質問に対する回答	令和6年 1月 9日 (火)
・事業提案書類の提出期限	令和6年 2月13日 (火)
・プレゼンテーション審査	令和6年 2月16日 (金) (予定)
・選定結果通知	令和6年 2月19日 (月) (予定)
・契約締結・事業開始	令和6年 4月 1日 (月)

## 6. 参加申請手続き

### (1) 申請書類

プロポーザルに参加しようとする者は、下記に定める期日までに次の書類を提出し、プロポーザル参加資格の審査を受けなければならない。

- ① 公募型プロポーザル参加申請書 (様式1)
- ② 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書 (様式2)
- ③ 業務実績調書 (様式3。実績業務の契約書の写し及び仕様書等 [本要項の4. プロポーザル参加資格要件等 (5) について確認できる資料] の写しを添付すること)
- ④ 使用印鑑届 (様式4)
- ⑤ 印鑑証明書【申請時点で発行から3カ月以内のもの：原本】
- ⑥ 事業概要 (パンフレット等事業者の業務内容がわかるもの)
- ⑦ 登記簿謄本又は登記事項全部証明書 (その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約)【申請時点で発行から3カ月以内のもの：写し可】
- ⑧ 法人の場合は、最新の事業年度の法人税と所在地の市町村民税並びに固定資産税・都市計画税の納税証明書【申請時点で発行から3カ月以内のもの：写し可】  
個人の場合は、最新の事業年度の所得税と賦課期日時点で居住していた市町村の市町村民税並びに固定資産税・都市計画税の納税証明書【申請時点で発行から3カ月以内のもの：写し可】
- ⑨ 消費税及び地方消費税の納税証明書 (納税証明書その3 (その3の2、その3の3でも可))【申請時点で発行から3カ月以内のもの：写し可】
- ⑩ 直近2カ年分の貸借対照表及び損益計算書 (写し)

※⑧及び⑨は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること

※⑧～⑩は、会社設立1年未満である場合、課税売上高が免税点以下であったために課税期間の納税義務が免除されている場合等、何らかの理由により納税証明書等を提出できない場合は、その理由を記載した理由書 (様式5) を提出すること。

※参考 納税証明書について

#### 【国税の納税証明書】

取得方法については、国税庁ホームページおよび参加申請者の現在の住所地 (納税地) を所轄する税務署で確認すること。

- ・法人の場合「法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書」(納税証明書「その3の3」)
- ・個人の場合「申告 所得税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書」

(納税証明書「その3の2」)

【市町村民税の納税証明書】

取得方法については、納税地の市町村に確認すること。申請する法人または個人(納税義務者)が納付・納入すべきすべての税目のうち、納期の到来している税目について、未納がないことを証明すること。

(2) 参加申請関係書類提出期限

令和5年12月11日(月)午後5時まで(必着)

(3) 受付方法

上記の期日までに郵送(書留郵便等配達記録が残るもの)により提出すること。封筒の表には「契約担当宛」と朱書きすること。持参不可。なお提出された書類は一切返却しない。

(4) 提出方法

上記の期日までに郵送(書留郵便等配達記録が残るもの)により提出すること。持参不可。

封筒の表には「契約担当宛」と朱書きすること。なお、提出された書類は一切返却しない。

(5) 提出先

「16. 提出・問い合わせ先」に同じ。

7. プロポーザル参加資格審査結果通知

(1) 参加申請の提出書類によりプロポーザル参加資格を審査し、資格確認できた者に対して、結果を、令和5年12月15日(金)午後5時(予定)までにメールにより通知する。

(2) 参加資格を認めなかった申請者には、理由を付して通知する。

8. 現場説明会

令和5年12月18日(月)午前もしくは午後を予定。約30分程度。

※詳細については、プロポーザル参加資格審査結果通知時に連絡する。

※過去2年に当該事業を請け負った実績がない場合は参加を必須といたします。

9. 質問書受付・回答

(1) 質問書受付期間

令和5年12月15日(金)から令和5年12月26日(火)午後5時まで(必着)

※「質問書(様式6)」を「16. 提出・問い合わせ先」までメールにより提出すること。

※郵便、持参、電話、口頭による質問は認めない。

※締切以降の質問については受け付けない。

(2) 質問に対する回答

令和6年1月9日(火)午後5時(予定)までに大阪市立自然史博物館のホームページにて行う。

10. 事業提案書類の提出

プロポーザルに参加を認められた者は、次の書類を下記に定める期日までに提出すること。

(1) 提出書類

ア. 事業提案書(様式7)

以下の内容を盛り込んだ提案書(様式は自由。A4版両面15枚まで)を作成すること。図等の使用も可とする。また、表紙や目次は枚数に含まない。

- ・店舗のコンセプト、事業者の考えるミュージアムショップの理想と3年後までに達成したいミュージアムショップの姿
- ・商品構成の計画(具体的に、特記仕様書を踏まえ、各商品群について少なくとも構成の一部を示すこと)
- ・自然史博物館オリジナルグッズの制作計画(具体的に)
- ・博物館の常設展示、催事、特別展などへの連携についての計画
- ・接客についての方針
- ・過去の店舗運営の実績と自己評価
- ・配置予定の従業員に求める能力・配置や採用の計画・教育計画
- ・年間の販売計画
- ・その他自由提案

イ. 賃借料 一定割合提案書(様式8。A4版1枚)

本要項の「2. 業務内容に関する事項」の「(4) 賃借料」にある納付金額の設定に係る一定割合を5.0%以上で設定し、その設定根拠・考え方を販売計画との整合性を取りつつ提案すること。

(2) 提出部数

正本1部(記名・代表者印を押印したもの)と副本7部

※(1)提出書類ア. からイ. を記載順に並べ、通しページ番号を付けること。

(3) 提出期限

令和6年2月13日(火)午後5時まで(必着)

(4) 提出方法

上記の期日までに郵送(書留郵便等配達記録が残るもの)により提出すること。持参不可。封筒の表には「契約担当宛」と朱書きすること。なお、提出された書類は一切返却しない。

(5) 提出先

「16. 提出・問い合わせ先」に同じ。

11. プレゼンテーション審査

(1) 実施日時

令和6年2月16日(金)(予定)

※詳細については、参加資格審査結果通知時に連絡する。

ただし応募多数の場合、事業提案書の提出をもとに機構のプロポーザル審査委員会による書類選考を行い、上位3社に面談審査を行う。

(2) 実施場所

大阪市東住吉区長居公園1-23 大阪市立自然史博物館 集会室

(3) 実施にあたっての注意点

- ・面談の当日に、資料等を追加で配布することは不可。
- ・面談の説明者は、1者(社)3名以内とする。
- ・面談の際の説明時間は、1者(社)あたり15分程度(質疑応答除く)とする。
- ・面談審査を欠席した場合は、選定から除外する。

・事業提案書類について、提出期限までに必要部数を「16. 提出・問い合わせ先」まで提出しなかった場合は、選定から除外する。

(4) 審査体制

企画提案の審査については、有識者会議を開催する。委員については、公平性・透明性を確保し、専門的な観点から評価を行うため、学識経験を有する外部の者で構成する。

12. 選定基準・方法

(1) 評価方法

事業提案書類及び質疑応答に基づき、プロポーザル審査委員会の各委員が次の選定審査項目ごとに採点する。

(2) 評価及び配点基準

① 事業の目的及び業務内容の理解度	(30点)
博物館のミッションとミュージアムショップのコンセプト	10点
博物館におけるミュージアムショップの位置づけ	10点
来館者のニーズの把握	10点
② 企画力・独創性・実現性	(30点)
ミュージアムショップにおける商品構成の基本的な考え方	10点
オリジナルグッズ開発における企画力・コンセプト	10点
コンセプト実現の妥当性・可能性	10点
③ 実施体制	(20点)
実施・運営体制の基本計画	10点
スタッフの研修	10点
④ 類似業務の実績と発展の可能性	(10点)
⑤ 賃借料 一定割合の設定	(10点)
合計	100点

(ア) 合計点が最も高い提案者が2者(社)以上(同点)の場合の対応、

(2) ①、②、③の順に点数の高い提案事業者を受注予定者とする。

(イ) 提案内容を審査した結果、契約締結にふさわしい提案者が存在しないと判断する場合は、受注予定者を選定しない場合がある。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 参加資格を有しない者が提案を行うこと

イ 同一参加者が複数の提案を行うこと

ウ プロポーザル審査委員会委員に対して、選定結果の公表までの間、直接、間接を問

- エ わず、故意に接触を求めること
- エ 他の参加者と事業提案の内容又はその意思について相談を行うこと
- オ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して事業提案の内容を意図的に開示すること
- カ 事業提案書等に虚偽の記載を行うこと
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと
- ク 提出された事業提案書等が次のいずれかに該当する場合
  - (7) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
  - (4) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
  - (5) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

### 1 3. 選定結果の公表及び通知

すべての提案者に対し、令和6年2月19日（月）（予定）に選定結果を通知するとともに、大阪市立自然史博物館のホームページにも掲載する。

### 1 4. 契約手続き

#### (1) 契約の締結

選定された事業予定者とは、事業提案書類に基づき、契約を締結する。

#### (2) 次順位者の繰上げ

事業予定者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、プロポーザルにおいて評価点合計が次順位以下となった提案者のうち、評価点合計が上位であった者から順に当該業務の交渉を行うことができる。

#### (3) 契約期間内に、工事による休館があった場合、その間、完全休業となる場合には賃借料は不要とするが、部分営業等の場合は事前に協議を行い、賃借料等の支払い条件について契約を変更するものとする。

### 1 5. その他

- (1) 提案、契約手続きにかかる費用については、プロポーザルに参加する提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、審査の用途以外に、提案者に無断で使用しない。ただし、事業予定者となり契約締結する場合は、その提案書を大阪市立自然史博物館に引き継ぎ、業務実施の基となる資料として使用させていただきます。
- (3) 提出された資料は返却せず、機構において処分する。
- (4) 期限後の書類の提出、差替え等は認めない。
- (5) 提出された書類等は、博物館機構情報公開要綱に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報）を除いて、情報公開の対象となる。

### 1 6. 提出・問い合わせ先

担当：地方独立行政法人大阪市博物館機構 大阪市立自然史博物館

住所：〒546-0034 大阪市東住吉区長居公園1-23

電話：06-6697-6221 FAX：06-6697-6225

Eメール：soumu@omnh.jp